

われわれのめざすものは？

ライオンズクラブ国際協会の目的

世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。

よい施政とよい公民の原則を高揚する。

地域社会の生活、文化、福祉および公德心の向上に積極的関心を示す。

友情、親善、相互理解のきずなによってクラブ間の融和をはかる。

一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。

奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

これだけ知ればもう大丈夫！

目からウロコ……の『ライオンズ必携』

『ライオンズ必携』第42版（2002-2003）より

われわれの原点は？

スローガン、モットー、ライオンズの誓い

スローガン

Liberty、Intelligence、Our Nation's Safety

（自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる）

モットー

We Serve

（われわれは奉仕する）

ライオンズの誓い

われわれは知性を高め、

友愛と相互理解の精神を養い、

平和と自由を守り、

社会奉仕に精進する。



メンバーとして、心しなければならないことは？

ライオンズ道徳綱領

職業に対する不断の努力が正しく賞賛されるように心がけ、自己の職業の尊さを確信すること。

事業を成功させて、適正な報酬や利益は受けるべきであるが、自己の立場を不当に利用したり、人に疑われる行いをして自尊心を傷つけてまでも利益や成功を求めないこと。

事業を遂行するにあたっては、他人の事業を妨害しないように心がけ、顧客や取引先に誠実であり、自己にも忠実であること。

世人に対する自己の立場や行いに疑いが生じたときは、世人の立場に立って解決にあたること。

真の友情は損得の上に築かれるものでなく、心と心のふれ合いによるものであることを自覚し、手段としてではなく目的として友情をもつこと。

国家および地域社会に対する公民の義務を忘れず、かわらぬ忠誠を言動にあらわし、すすんで時間と労力と資力をささげること。

不幸な人には同情を、弱い人には助力を、貧しい人には私財をおしまないこと。

批評は謙虚に、賞賛は惜しみなく、建設を旨として破壊をさけること。

ライオンと呼ばれる人とは？

ライオンと呼ばれる人

事業を成功に導き、善良な生活を楽しみ、常に微笑をたたえ、人類を愛し、知識人の尊敬を集め、幼児たちに親しまれる人

その地位にふさわしく、かつ精力的な仕事ぶりにより、一輪の花と心打つ詩と、そして、うるわしさを秘めた魂とによって、よりよき社会をもたらす人

人生の中に美の輝きを感じ、その賛美の言葉を忘れず、友の美点をつねに見守り、自らの良きところをまた友に贈る、その人生こそ偉大なる感激そのもの

彼こそライオンと呼ばれる人

ライオンズクラブの成り立ちについて知ろう

ライオンズクラブ国際協会の沿革とその組織

○ライオンズクラブ国際協会は 1917 年アメリカ合衆国シカゴ市で誕生した。

○創立者はメルビン・ジョーンズ。

○現在では世界 189 カ国に約 138 万の会員を擁する世界最大の国際的社会奉仕団体となった。

○正式の名称は「ライオンズクラブ国際協会 The International Association of Lions Clubs」（通称は Lions Clubs International）。

○国際協会は、毎年開催される国際大会で選出される国際会長、2 名の副会長および 33 名の理事並びに前会長で構成する国際理事会によって運営される。

○理事の任期は 2 年で、毎年半数ずつ改選されるが、それ以外の役員の任期は 1 年である。理事は、世界のライオンズ国を大きく七つに分けた地域からそれぞれ 1 名ないし数名が選出される。日本は「東洋東南アジア」地域に属している。

○すべてのライオンズクラブは、ライオンズクラブ国際協会からチャーター（認証）されて初めて国際協会の一単位クラブとなるのであるが、同時に国際協会会則および付則を遵守する義務を負うことになる。

○ライオンズクラブは単なる社交クラブでもなく、また慈善団体でもない。各ライオンズクラブは国際協会を構成する一単位で、クラブ会員の力を結集して諸般のアクティビティを実行する社会奉仕団体である。

○会員は、善良な徳性の持ち主で、地域社会において声望のある成人の中から厳選され、入会は招請のみによる。会員はクラブ、地区および国際協会の役職に就く権利並びにあらゆる表決を要する事項に対する投票権を持ち、また例会出席、速やかな会費納入、クラブ活動参加およびクラブが地域社会によい印象を与えるような行動の義務を負う。

○あらゆる提案や企画は、まずクラブ理事会において討論され、理事会がこれを適当と認めた場合は、実施計画を立案して例会に提出し、承認を求める。承認を受けると理事会は全会員の協力のもとにこれを執行する。

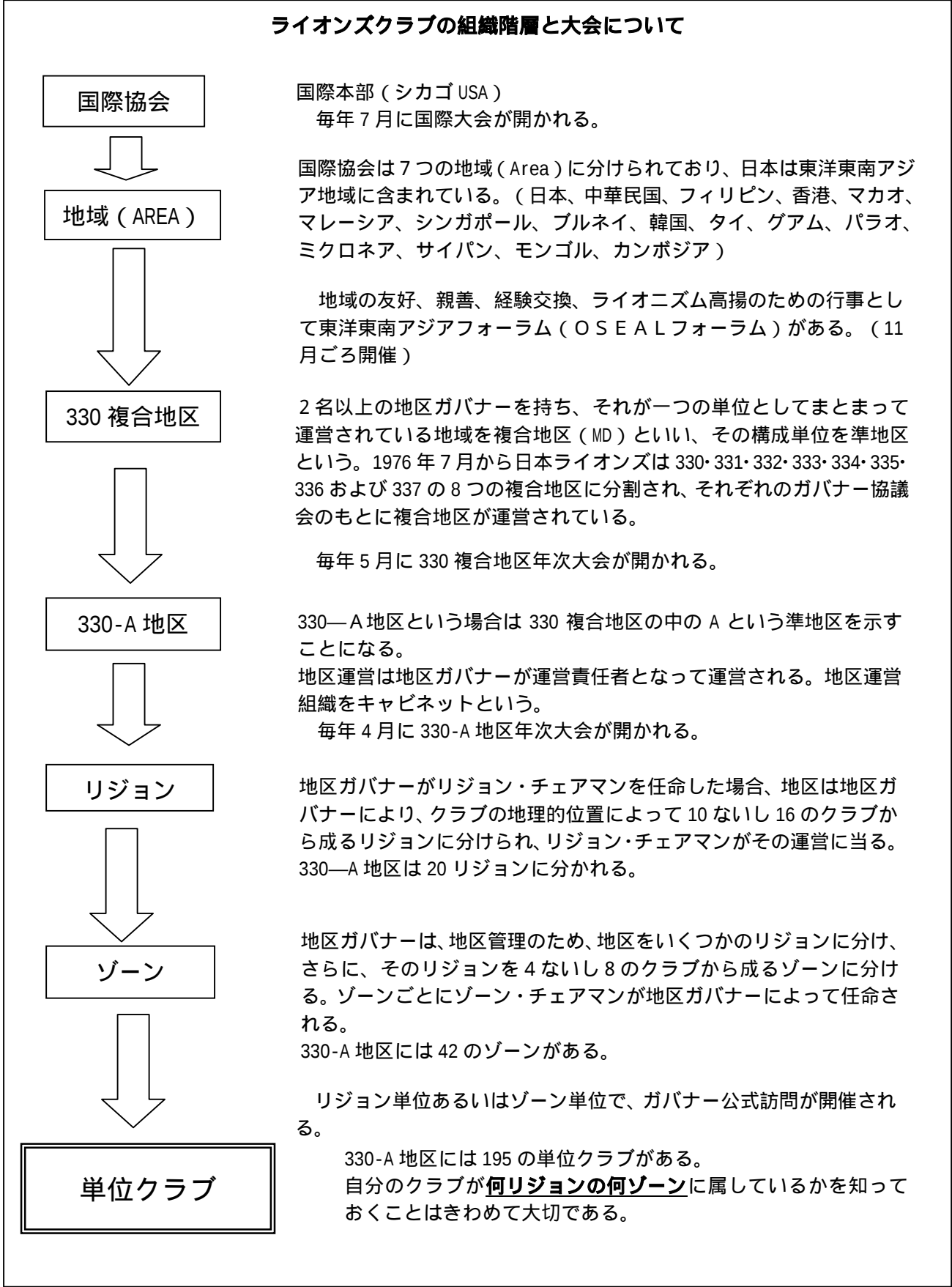
○クラブ会長が任命した各委員会は理事会の諮問に答え、計画立案および実施に当たって理事会を助ける。これがライオンズクラブ運営の原則である。

○全世界 44,000 のライオンズクラブは 737 の地区に分けられ、各地区はその年次大会で地区ガバナーを選出する。地区ガバナーは国際協会の役員で、国際理事会の一般的監督のもとに所属地区において国際協会を代表する。その任期は国際年次大会閉会時から次回国際年次大会閉会時までである。

○地区ガバナーは地区をいくつかのリジョンに、リジョンをさらにいくつかのゾーンに分けて、それぞれリジョン・チェアマン、ゾーン・チェアマンを任命する。また地区ガバナーは前地区ガバナー、副地区ガバナー、キャビネット幹事、会計、リジョン・チェアマン、ゾーン・チェアマン、地区委員長などをもってキャビネットを構成し、その議長となる。

○いくつかの地区が集まって複合地区を構成する場合は、構成準地区の地区ガバナーはガバナー協議会を組織し、複合地区の運営に当たる。

ライオンズクラブの組織階層について知ろう



日本のライオンズクラブについて知ろう

日本のライオンズクラブ

我が国のライオンズクラブは 1952 年 3 月に初めて東京に誕生した。(東京ライオンズクラブ)
当時なお険悪な対日感情をいただいていたフィリピンにあるマニラ・ライオンズクラブによってスポンサーされたのである。
今までずっと世界第 2 位のライオンズ国となっていたが、2002 年 3 月現在では第 3 位となっている。(現在第 2 位はインド)

ライオンズの「アクティビティ」について知ろう

ライオンズクラブのアクティビティとは

- 奉仕こそ我々の生命であり、使命である。
- 国連が 1945 年に組織されたとき、ライオンズクラブ国際協会は多くの分野で重要な役割を果たしており、1947 年以来、経済社会理事会 (ECOSOC) に対して、非政府団体の一つとして顧問的立場にある。
- 盲人その他視力障害者への援助は、1925 年、年次大会で、ヘレン・ケラー女史が盲人のための援助を訴えて以来、長年の間、ライオンズにとって主要な奉仕活動である。
- 最近では、イア・バンクや骨髄バンクへの協力、献腎など臓器移植に関するアクティビティにも目が向けられている。
- YE (Youth Exchange 青少年交換) では、16 歳から 21 歳までの青少年男女を世界各国のライオンズクラブ間で交換し合い、ホスト家庭で過ごさせることによって相互理解、国際親善に役立てている。
- 市民活動の一環としての青少年育成アクティビティの一つとして、国際協会はレオクラブを結成して青少年に指導力と経験を積む機会を与えることを奨励している。
- これらのアクティビティのうち、何を選択するかはクラブの自由である
- クラブは原則として、その地域社会で真に要求されていることをその目で、耳で、足で探し出し、その奉仕の方法を研究することが必要である。
- クラブ会員全員の自主的判断によって行われたアクティビティでなければならない。
- 奉仕は会員個人が、日常、職域や人間関係を通じて行うだけでなく、クラブのチームワークを発揮して行うことにより、また、同一地域に複数のクラブがあるときは協力することによってさらに有意義となり、効果を収めることができる。我々はこれをアクティビティと呼ぶ。このアクティビティこそライオンズクラブの奉仕活動の特色とするところである。

ライオンズの「年間行事」について知ろう

ライオンズクラブ・カレンダー

- 7 月 クラブ理事会
- 8 月 クラブ納涼行事、クラブ理事会
- 9 月 ライオン誌月間、地区ガバナー諮問委員会、クラブ理事会
- 10 月 **世界ライオンズ奉仕デー（8 日）**、国際連合の日（24 日）、国際協調の月
会員増強の月、クラブ理事会
- 11 月 地区ガバナー諮問委員会、クラブ理事会、LCIF 献金会員の月
- 12 月 クリスマスの行事、クラブ理事会
- 1 月 ライオンズ創立者報恩の月、ライオンズ情報月間、LCIF 週間
世界平和デー（24 日） クラブ理事会
- 2 月 元地区ガバナーの月、**会員増強の月（2 月—4 月）**、クラブ理事会
- 3 月 地区ガバナーの月、日本ライオンズ創立記念日（15 日）
地区・複合地区・国際大会の参加計画の月、地区ガバナー諮問委員会
次期役員指名会、クラブ理事会
- 4 月 クラブ標識整備月間、次期役員選挙会、クラブ理事会
- 5 月 クラブ理事会
- 6 月 クラブ年次会合、ヘレン・ケラー・デー（1 日） クラブ理事会

入会と会員のきまり

会 員

クラブ入会手続きは？

第 3 条 会 員 第 2 項

会員の獲得は招請のみによる。招請指名には、国際本部所定の用紙を用い、推薦者となるグッド・スタンディングの会員が署名し、会員委員長またはクラブ幹事に提出するものとする。会員委員長またはクラブ幹事はそれを検討したうえで理事会に提出する。理事会の過半数の承認を得た場合は、新会員候補者は本クラブの会員となるよう入会の招請を受ける。会員候補者が報告され、会員として協会から正式に認められる前に、必要事項を記入して正規の署名をした会員用紙が、入会金および会費とともにクラブ幹事に提出されていなければならない。

会員資格の喪失とは？

第 4 条 会員資格の喪失 第 1 項

理事会全構成員の 3 分の 2（2/3）の賛成投票によって承認された理由があれば、会員を除名することができる。

（参考）ライオンズクラブ会則の付則 第 1 条 会 員
6 項 会費未納 幹事からの文書による請求受領後 60 日以内にクラブ納入金を支払わない会員の氏名を幹事は理事会に提出しなければならない。理事会はその会員の進退を決定する。

会員の種類は？

ライオンズクラブ会則の付則 第 1 条 会 員 第 1 項 会員の分類

正会員：ライオンズクラブの会員であることから生ずるすべての権利と特権を持ち、またすべての義務を負う会員。この権利は、他に規定する資格を満たしていれば、本クラブ、地区および国際協会の役職に就く権利、および会員の表決を要するあらゆる事項に対する投票権を含み、また義務は例会出席、速やかな会費納入、クラブ活動参加および本クラブが地域社会によい印象を与えるような行動を含む。

不在会員：クラブ所在地から転出したクラブ会員、または健康その他の正当な理由によって規則正しくクラブの会合に出席することが不可能な会員で、本クラブにとどまることを希望し、これを本クラブ理事会が認めた者。不在会員の資格は 6 ヶ月ごとに本クラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は、役職に就いたり、地区または国際大会または会合において投票することはできない。不在会員はクラブの課す会費を納入しなければならない。その会費には地区および国際会費が含まれる。

優待会員：15 年以上クラブに在籍した会員であり、病気、虚弱、老齢その他本クラブ理事会の認める正当な理由により正会員であることを放棄した者。優待会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区および国際会費が含まれる。優待会員は投票権および会員としてのその他のすべての権利を持つが、クラブ、地区または国際協会の役員になることはできない。

終身会員：20 年以上正会員であり、クラブ、その地域もしくは国際協会に対し会員としてその功績の著しい者。または 15 年以上正会員であり、少なくとも 70 歳に達している者。または病気で重態である者は、次の手続によってクラブの終身会員となることができる。

国際協会に対する本クラブの推薦
今後の国際会費全額の代わりに 300 ドルまたはその相当額をクラブから納入
国際理事会の承認。
・クラブは終身会員に対して適当な額の会費を課すことができる。
・終身会員は正会員としての義務を遂行しているかぎり、正会員の持つすべての権利を持つ。

クラブ役員の仕事は？

役 員

ライオンズクラブ会則の付則 第2条 役 員

- (a) **会 長**:会長はクラブの首席執行者となる。本クラブおよび理事会のすべての会合を主催する。理事会およびクラブの定例および臨時会合を招集する。本クラブの常設および特別委員を任命し、委員会が適切に活動し、報告が適切になされるよう各委員長に協力する。選挙会が適切に公示、通達、開催されるよう留意する。所属ゾーンにおける地区ガバナー諮問委員会の正規委員となり、同委員会に協力する。
- (b) **前会長**:前会長は元会長とともにクラブの会合において、会員および来賓を公式に歓迎し、クラブ所在地域に転入した奉仕を志すすべての人々をクラブを代表して歓迎する。
- (c) **副会長**:会長がなんらかの理由によって任務の遂行が不可能になった場合は、副会長は順位に従って会長と同等の権限を持って会長の任務を代行する。各副会長は会長の指揮のもとに会長が割り当てたクラブの活動を監理する。
- (d) **幹 事**:幹事は会長および理事会の指揮監督のもとに、クラブと所属地区（単一、あるいは準および複合）および国際協会間の連絡に当たる。そのため次の諸事項を行う。
 - (1) 国際本部が用意する用紙を用いて、国際理事会の要求する月報およびその他の報告書を国際本部に提出する。
 - (2) 地区ガバナー・キャビネットに対し、月報を含めキャビネットの要求する報告書を提出する。
 - (3) 所属ゾーンにおける地区ガバナー諮問委員会の正規委員となり、同委員会に協力する。
 - (4) クラブの会合および理事会の議事録、出席率、委員の任命、選挙、会員の情報、会員の住所および電話番号、会員の会費納入の記録を含む全般的な記録を保管する。
 - (5) 4 半期または半期毎に、各会員に対して会費その他の納入金を請求し、それを受け取り、クラブ会計に引き渡し、会計から領収書を得る。
 - (6) 理事会の要求があれば、その職務遂行に対して保証金ないしこれに代わる担保を提出する。

- (e) **会 計**:会計は
 - (1) 幹事その他からすべての金銭を受け取り、財務委員会から推薦され、理事会によって承認された銀行に預金する。
 - (2) 理事会の承認によってのみ支払いを行う。すべての小切手および領収書には会計の署名のほかに理事会の決定する役員の連署が必要である。
 - (3) クラブの収入と支出の全般的な記録を保管する。
 - (4) 会計報告書を作成し、クラブ理事会には毎月、国際本部には半期ごとに提出する
 - (5) 理事会の要求があれば、その職務遂行に対して保証金ないしこれに代わる担保を提出する。
- (f) **会員理事**:会員委員会の委員長が会員理事となる。その責務は次のとおりとする。
 - (1) クラブのための会員増強プログラムを開発し、理事会に提出してその承認を得る。
 - (2) クラブ例会で、優れた新会員を誘い入れることを常に奨励する。
 - (3) 適切な会員獲得手続が取られるよう留意する。
 - (4) オリエンテーションの企画と実施に当たる。
 - (5) 退会者を減らす方法について理事会に報告する。
(以下省略)
- (g) **ライオン・テマー（設置は任意）**:ライオン・テマーは旗、バナー、ゴング、木槌、歌集、名札掛けを含め財産および備品管理の責任を持つ。各会合の前にそれらを適切な場所に配置し、会合後は適切な保管場所に戻す。会合中は会場の秩序を維持し、出席者が適切に着席しているかどうか留意し、クラブおよび理事会の会合に必要な会報、記念品その他の印刷物を配布する。新会員が各会合ごとに違ったグループと同席し、よりよく知られるように特別配慮する。
- (h) **テール・ツイスター（設置は任意）**:テール・ツイスターは適切な余興やゲームを行い、会員にファインを上手に課すことによって会合の調和、友好、活気を促進する。テール・ツイスターのファインを課す決定はいかなる規制をも受けない。ただし、ファインはクラブ理事会の定める額を超えてはならないし、同一会合において同一会員に2回を超えてファインを課してはならない。出席会員全員の賛成がないかぎりテール・ツイスターにファインを課することはできない。集まったすべての金銭は直ちに会計に引き渡し、領収書を受け取る。

クラブ会計の仕組みは？

クラブ会計の仕組み

○クラブ会計は大きく「**経常費会計**」と「**特別会計**」に分けられる。

「経常費会計」

経常会計はさらに、次の1から3に分けられる。

1. 運営費会計（通常の運営費）

運営予算

- ・ 運営予算案は財務委員会が作成し、新年度第1回クラブ理事会で採択され、例会で承認される。
- ・ 財務委員会は運営予算の厳格な実行を監督する。

収 入

- ・ クラブ、理事会、役員または会員は、規定された納入金以外の会費、入会金または割増金を会員に対し課してはならない。
- ・ クラブの運営自体が財政的に困難になった場合には、クラブ理事会は、クラブ内でそのための募金計画を立てて例会の承認を受け、これを実行することができる。
- ・ 幹事は各会員に対して会費その他の納入金を請求し、それを受け取り、クラブ会計に引き渡して会計から領収書を得る。
- ・ 会員は幹事からの文書による請求があれば、60日以内に納入しなければならない。全額を納入するまではその会員はグッド・スタンディング でなくなる。

グッド・スタンディング

「クラブが国際協会や地区に対して、国際会則第3条（会員）、第8条（会費）、第11条（チャーター・クラブの責務）をはじめ、会則・付則の各条項を遵守して運営されていること。ステータス・クオであったり、国際（地区）会費が未納であったり、50ドル以上の一般債務の未払い残高が90日以上経過したりなどしているクラブは該当しない。また、クラブを構成する各会員は、その所属するクラブに対し上記に準じてグッド・スタンディングでなければならない。グッド・スタンディング会員でなければ代議員にはなれないし、クラブ、地区または国際協会の役員になることもできない。」

各科目間での流用については理事会の決議があれば認められる。

財務委員会は、会費の速やかな徴収を図り、必要な場合は徴収を手伝う。

支 出

国際会費、地区会費等の種類

国際協会入会金 / 国際会費 / 国際大会費 / ライオン誌購読料 / 複合地区費 / 複合地区大会費 / 地区費 / 地区大会費 / ライオン誌特別負担金 / 地区特別運営費 / 地区特別大会費

2. 事業費会計（アクティビティにかかわるもの）

事業予算

（1）理事会がクラブのアクティビティ計画を決定した後に、財務委員会はそれぞれのアクティビティのための予算を準備する。

（2）事業資金は次のような方法で調達される。

チャリティなどの事業収益

会員寄付（ドネーション）収入

会員拠出金（例会の決議に基づき、全会員から平等に拠出された資金）

賛助金

物品販売益

会食費剰余金

決算および剰余金の処分

それぞれのアクティビティが終了したとき、それぞれの事業委員長は決算を行い、剰余金があれば、理事会へ納入しなければならない。

3. 会食費会計（例会費会計）

会食費の徴収

会食費は通常会費とともに前納される。

ゲスト会食費は運営費勘定（交際費、例会運営費など）から振り替えることができる。

剰余金の処分

会食費の剰余金は、運営費、事業費、特別会計のいずれに振り替えてもよい。

剰余金はあくまでも手元に残る剰余金であって将来のある時期における見込み額であってはならない。

「特別会計」

特別費会計とは

チャーターナイト記念会、クラブ創立周年記念会、家族会などの特別会の経理は特別会計とする。

特別会の会費は原則として出席者のみから徴収するべきである。

剰余金の決算および処分

特別会計の会計担当者は特別会の後、速やかに決算を行い、理事会および例会の承認を得なくてはならない。

特別会計の剰余金は理事会の決議をへて運営費会計または事業費会計に繰り入れられる。

クラブ会計事務の原則は？

クラブ会計事務の原則

- ライオンズクラブ国際協会、複合地区、地区およびクラブの会計年度はすべて7月1日から翌年6月30日までの1年間であり、12月末を境として上半期と下半期に分けられている。
- 経常各会計間では相互に流用してはならない。
- 事業資金は、その地域社会から調達されるのを建て前とするので、クラブ運営のために支出してはならない。
- 運営費に余裕がある場合は、例外として事業費に流用することが認められる。
- 理事会は運営予算の承認と会食費会計の執行について承認できるが、アクティビティを含む全ての新企画・新施策に対する支出は、理事会で立案され、例会あるいは特別会合に提案され、承認を受けなければならない。
- すべての支出は例会の承認を必要とする。
- 理事会は運営資金、事業資金を別々に管理し、これらの資金からの支出は、クラブ会則9条E項(2)(7)の規定に厳しく従わなくてはならない。
クラブ会則9条E項
「(2)すべての支出は例会の承認を必要とする。理事会は本クラブの現在の収入を超過する債務を負ってはならない。また、クラブの承認した企画および施策に反する目的のためにクラブの資金を支出することを承認してはならない。
(7)理事会は事業を行って広く集めた純益を本クラブ運営のために支出することを許可または承認してはならない。」
- 財務委員会は理事会の諮問機関であり、クラブ会合中に経常以外の臨時支出の要請または提案がなされた場合、これを審議する。
- クラブ会計事務は、複式簿記にもとづいて、整然かつ明確に計算、記録されなければならない。
- クラブ備品、財産は、ライオン・テーマがその管理責任者となる。これらの財産は、購入の際に資産勘定ではなく、経費として処理する。

ライオンズクラブ重要用語

ドネーション Donation：会員の慶事、誕生、結婚、入学、新築、全快などの内祝いや弔意、見舞いなどにたいする謝礼その他の意をもって会員が自発的に行った寄付金がこれである。金額に制限はない。テール・ツイスターはいろいろな事実を紹介して、会員が寄付を行うのを助ける。

ファイン Fine：ライオンズの例会その他会合において、その場の空気を沸き立たせ、会員相互の親睦を図る目的で、テール・ツイスターはファインを課す権限を持っている。クラブ会則ではファインの額はクラブ理事会が定める額以下とし、1会合では同一会員に2回を超えてファインを課せられないし、また、テール・ツイスターからは満場一致でなければファインを取ることができない。ファインは金額的には僅少なもので、アクティビティ資金のあてにすべきではなく、運営費に繰り入れるのが原則である。

エクステンション Extension：ライオニズムを拡張するという意味で、具体的には内外に新しいクラブを結成することをいう。

チャーター Charter：国際理事会は、新たに結成されたクラブを国際協会の一員としてチャーター（認証）し、その証（あかし）としてのチャーター（認証状）をおくる。チャーター（認証）されたクラブは、その日からライオンズ協会の会員となり、すべての権利・義務が与えられる。

チャーター・ナイト Charter Night：新クラブが国際協会の一員となった証（あかし）として交付される認証状の伝達である。認証状の伝達は、地区ガバナーが国際協会を代表して行うのが通例。ブラザークラブは招かれて祝意を表し、新クラブはチャーター・クラブとしての誓約を行うなど、門出を祝う行事がなされる。

登録料 Registration Fee：ライオンズの各種催しの際の参加料である。

出席メーク・アップ規則：

1. 例会の前後それぞれ13日間以内に次のいずれかに該当する場合は例会に出席したものと見なされる。
 - a. 他クラブの例会または特別会合への出席
 - b. 所属クラブの理事会の会合への出席
 - c. 所属クラブの常設委員会の正式会合への出席
 - d. 所属クラブ主催の会合（クラブ・アクティビティ資金獲得活動を含む）への出席
 - e. リジョンまたはゾーンの会合への出席
 - f. 国際大会、東洋東南アジア・フォーラム、複合地区、地区大会またはその他の正式なライオンズの会合への出席
 - g. 上記期間中における国際本部、外国の地区または複合地区（state）事務局訪問（訪問の証明書が用意されている）
2. 病気のため欠席した会員は医師の診断書を提出することによって自動的に出席したものと見なされる。

3. 軍務、証人として裁判所出席、公務出張、公職選挙法による公職、条例の要請のため欠席した会員は出席したものと見なされる。この場合証明書の提出を求めるかどうかはクラブの理事会が決定する。
4. 職務の関係で相当日数にわたる出張（海外出張を含む）のため、例会に出席不可能であり、クラブが正当と判断した場合は出席と見なされる。
5. 近親者（配偶者、2 親等内の血族および 1 親等内の姻族）の喪に服する場合、10 日間以内は出席と見なされる。
6. 妊娠または出産のために会員がやむをえず例会を欠席しなければならない場合、クラブ理事会とその会員が適切であると合意した期間は、出席したものとみなされる。
7. 会員が出席メイク・アップの必要要件を満たしていることを証明する責任はクラブ幹事にある。